

事 務 連 絡
令和6年1月18日

各都道府県建設業協会
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人全国建設業協会
専務理事 山崎 篤 男
〔 公 印 省 略 〕

厚生労働省「令和6年能登半島地震に関するQ&A（労働基準法第33条第1項関係）」
の周知について

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。また、平素より本会の活動に対しまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、労働基準法第33条第1項に関するQ&Aについては、令和6年1月12日付事務連絡「厚生労働省「建設業の時間外労働の上限規制に関するQ&A」（追補分）の周知について」でお知らせしたところですが、厚生労働省では令和6年能登半島地震を受けて、新たに別添の「令和6年能登半島地震に関するQ&A（労働基準法第33条第1項関係）」を策定し、令和6年1月10日付けで各都道府県労働局あて通知するとともに、厚生労働省HPにも掲載しています。

本Q&Aは、労働基準法第33条第1項に関して建設業関係の問い（Q1～Q3）も記載されておりますので、貴協会会員企業の皆様に対し、周知いただきますようお願い申し上げます。

以上

(担当) 労働部 古田、菅原

TEL 03-3551-9396

FAX 03-3555-3218

メール rodo@zenken-net.or.jp